

Title	「自由な農民的土地所有」に関する覚書
Sub Title	A note on "Die normalste Form des grundeigentums für den kleinen Betrieb"
Author	平野, 絢子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.11 (1956. 11) ,p.807(43)- 814(50)
JaLC DOI	10.14991/001.19561101-0043
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561101-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は商業従業者の主張する権利は果して現状において消費者の利益に優先すべきや否やの問題としてである。勿論之等の問題に對する解答は經濟學の任務の範圍外に屬することではあるが、ただ云いうることは、過去半世紀に互る價格維持の發展は、工業及び商業において消費者の利益に對立的發展をして來た幾つかの展開の一つであり、今日一般にみられるように獨占に對する批判的空氣が強くなつて來たことを考へるならば、これを存続せしめるよりは廢止することの方がより望ましいのではなからうかと云うことである。獨占や取引の制限的慣行に對する批判的空氣の根底には消費者の利益が不當に從屬せしめられてゐるとの事實が存するわけであるが、これを元の形に多少とも復するための措置として、價格維持の撤廢は有効な第一歩となりうるのではないかと云うことである。

- (註1) 拙稿「英國における價格維持制度の効果分析」公正取引一九五六年七月號。
 (註2) W. A. Lewis: Competition in Retail Trade, (Economics, Nov., 1945, pp. 202-234), p. 222.
 (註3) B. S. Yamey: The Economics of Resale Price Maintenance, 1954, p. 108.
 (註4) B. S. Yamey: Ibid., p. 109.
 (註5) Margaret Hall: Distributive Trading, 1948, p. 168.
 (註6) M. Hall: Ibid., p. 166.
 (註7) Temporary National Economic Committee, Monop-

graph No. 1. Price Behaviour and Business Policy, passim.

- (註8) M. Hall: Ibid., p. 169.
 (註9) M. Hall: Ibid., pp. 169-170.
 (註10) 英國においては、再販賣價格維持制度が採用せられる以前では賣藥販賣業と藥局の数はほぼ匹敵するものであつた。それ以後においては他の販賣業者として、賣藥の取扱ひを始めるものが急速に増加し、その比は今日凡そ一〇對一になつてゐると云われており、このような傾向は煙草販賣業、菓子販賣業にも同様にみられる(W. A. Lewis: Ibid., p. 230.)
 (註11) B. S. Yamey: Ibid., p. 109.
 (註12) M. Hall: Ibid., p. 154.
 (註13) B. S. Yamey: Ibid., p. 114.
 (註14) B. S. Yamey: Ibid., p. 117.
 (註15) B. S. Yamey: Ibid., p. 117.
 (註16) B. S. Yamey: Notes on Resale Price Maintenance, (Economics, August 1950.) p. 256.
 (註17) B. S. Yamey: Notes, pp. 258-9.
 (註18) The Report of Committee on Resale Price Maintenance, 1949, p. 35.
 (註19) B. S. Yamey: Notes, p. 264.
 (註20) W. A. Lewis: Ibid., p. 233.

「自由な農民的土地所有」に關する覺書

資料

平野 絢子

農地改革の着手から十年の歲月が流れた。農業經營の再生産軌道の上にどれだけの變化があらわれ、如何なる條件が從來の高率現物小作料に代つてその擴大再生産への展開をゆがめ或いは阻んでゐるのか。その中で土地所有はどのような役割を果してゐるのか。

社會構成も經濟機構も異なる新中國は「五・四指示」(一九四六年五月四日)に始まる土地改革により地主的土地所有を分割して小農民の小所有とし、人民民主主義經濟の一つの基礎として廣汎に自由な「農民的土地所有」を創り出し、富農經濟——農産物の自由市場を對象とし農業労働者を雇傭する商品生産——を制限をつけつつ残しながらも、農業生産組合、販賣購買協同組合、農村信用組合の綜合による協同化運動を推進して、農民層分解を阻止しつつ新しい生産力の發展に對應する生産様式を展望してゐる。このような條件におかれた自由な「農民的土地所有」は小經營という經營様式(Betriebsweise)の下における生産力の發展を可能な限り伸長せ

しめる「過渡的役割」(後述)を完全に果す。少くとも、それが「労働的社會的生產諸力の發展、労働の社會的諸形態、資本の社會的蓄積、大規模な牧畜、科學の累進的應用を排除する」が故に否定されるに至るまでは。

これに對して我が國における改革後の「自作農的土地所有」——法律的、名目的に「自由な」農民的土地所有——はどのような役割を或いは規定的條件を有してゐるのか。農地改革の評価はひつきよう改革後の土地所有の性格規定の上に置かれるとはいへ、論争は餘りにもこの農民的土地所有の性格規定そのものに直接「改革前の半封建的土地所有」から接近しようとした結果としての土地制度論にかたよりゆきつまつた觀がないでもない。ここに栗原百壽氏がすでに三年前に提起され、新刊「農業問題の基礎理論」に收められた諸論文其他を通じて自らの農業理論體系形成の環とされた「わが國自作農の性格規定の豫備概念としての古典的諸規定の再検討」を今一度行い、問題の整理に役立てたいと思ふ。

(註1) 一切の封建的束縛——土地の封建的所有に基く剩餘労働の収取、労働過程への干渉、共同體的規制其の他一切をふくむ——からの脱却。直接生産者による生産手段と生活手段の完全な所有。

Ⅱ 生産手段の購入と生産物の販賣が小商品生産者としての小農に均衡的に保證されているという市場条件、獨占資本主義段階において自由に自由な農民的土地所有が現出したとしてもそこには獨占資本による生産手段の獨占價格と、小農民による農産物の低價格とが必然的に不等價交換を齎らし、そこに擴大再生産の条件は市場の面からシャットアウトされている。自由な農民的土地所有は土地所有形態のみでなく、それに對應する小經營を条件づける諸要素と共に統一して把握せられなければならないことはいうまでもない。フランスの「分割地農民」とリストの記述した窮迫販賣の中に萎縮固定する西ドイツのその違いは、異なる段階ではあるが中國の私的小土地所有の性格を理解する一つの鍵であろう。

(註2) K. Marx, "Das Kapital," Volkswirtschaftslehre, Bd. I, S. 802 第四分冊一五八頁。
青木文庫第十三分冊一一三七頁、Bd. I, S. 802 第四分冊一一五八頁。
(註3) 「日本資本主義講座」第五、六、七、十卷農村問題講座其の他に代表される方法論。

II

古典的諸規定の再検討は、まず最も抽象的な範疇としての「小經營」とこれに對照する「農民的土地所有(保有)」、更に自由な農民的

うと、農耕民がつねに自分の生活維持手段を自分自身で・獨立に・個別的労働者として・自分の家族とともに生産せねばならぬような、そうした生産様式(Produktionsweise)のための——土地所有の最も正常的な形態である。土地の所有がこの經營様式(Betriebsweise)の完全な發展のために必要なのは、用具の所有が手工業的經營の自由な發展のために必要なと同様である。土地所有はこの場合には人格的自立性の發展のための基礎をなす。それは農業そのものの發展のためには必要な、通過點である。『Das Kapital』, Bd. III, S. 858, 譯前掲書第十三分冊一一三六頁。

ここに引用したように、「土地の占有が自分自身の労働の生産物にたいする労働者の所有のための一條件であるような」、「農耕民が常に自分の生活維持手段を自分自身で、獨立に、個別的労働者として、自分の家族とともに生産せねばならぬような」、經營様式を小經營と呼ぶならば、これは明らかに特定の歴史的存在形態として限定されない「範疇」としてとらえるべきであろう。これは、それが生活維持手段を自分自身で、自分の家族と共に生産するという特性から、「奴隸制、農奴制・およびその他の從屬關係の内部に」——凡そどの生産様式の下においても——「實存」し「直接的消費を目的とする使用價值生産が支配的に行われる」封建的生產様式では「土臺」をなす。但しこの經營様式の「完全な發展」のためには土地——主要な生産手段——の直接生産者Ⅱ農民による自由な所有が必要であり、それは「農業そのものの發展」、換言すれば農業における小經營の下に實存する生産力の發展のための「必要な、經過點」をなす。

「自由な農民的土地所有」に関する覚書

的土地所有としての分割地所有とその歴史的意義、資本主義の特定の發展段階におけるその適用、あるいはそのモディフィケーションの考察という形を漸次とつてゆきたいと思う。

「社會的・集團的な所有の對立物としての私的所有は、労働手段と労働の外的条件とが私人に屬する場合にのみ存立する。だが、この私人が労働者であるか非労働者であるかに應じて私的所有も異なる性格をもつ。一見すれば私的所有が示す無限にいろいろな色合は、この兩極端の間に横たわる諸々の中間形態を反映するにすぎない。

労働者が自分の生産手段を私有することは小經營(Kleinbetrieb)の基礎であり、小經營は、社會的生產・および労働者自身の自由な個性・の發展のための一必要條件である。たしかにこの生産様式は、奴隸制・農奴制・およびその他の從屬諸關係の内部にも實存しはする。だがそれが繁榮し、その全精力を發揮し、適當な古典的形態をとるのは、労働者が自分自身の使用する労働条件——農民ならば彼が耕耘する畑の、手工業者ならば彼が老巧者として取扱う用具の——自由な私有者(freier Privateigentümer)たる場合のみである。』(『Das Kapital』, Bd. I, S. 801, 譯前掲書第四分冊一一五七頁)。

「自營農民の自由な所有(das freie Eigentum)はあくまで小經營のための——すなわちそこでは土地の占有(der Besitz des Bodens)が自分自身の労働の生産物にたいする労働者の所有のための一條件であるような、そしてそこでは自由な所有者(freier Eigentümer)であろうと小作人(Jurassesso)である

ところで、凡ての經營様式は具體的には特定の生産様式の下に特定の諸條件に規定されて存在する。「直接的労働者が自分自身の生活維持手段の生産のために必要な生産手段および労働条件の『占有者』(Besitzer)たるにとどまるような凡ゆる形態においては、所有關係は同時に直接的な支配Ⅱおよび隷屬關係としてあらわれざるをえず、したがって直接的生産者は非自由者としてあらわれざるをえない」。直接的生産者は、たとえ封建的生產様式の下では「自分自身の生産手段——自分の労働の實現のため及び自分の生活維持手段のために必要な労働条件——を占有している。彼は自分の農耕、ならびにこれと結びついた農村Ⅱ家庭的工業を自立して営む。」「こうした條件の下では名目的土地所有者のための剩餘労働は經濟外的強制によつてのみ彼らから強奪されうる。すなわち「生産諸關係の基礎的側面を意味する所有」として「基本的生産手段」としての土地が直接生産者ならざる領主に所有されている封建的生產様式の下にあつては、小經營は生産手段の所有者たる封建領主の支配隷屬關係の中におかれ、領主は土地占有の代償として地代形態において剩餘労働の凡てを收奪する。直接生産者たる農民が剩餘労働を自らの下に奪回し、擴大再生産を行うためには、胎芽的利潤の蓄積のために、地代がその障害をなす。ここに直接生産者がその労働生産物を自らに歸しうる「労働条件の所有」が日程にのぼる基礎がある。換言すれば小商品生産が支配的に行われてくる封建制末期において「直接生産者による生産手段の私有にかかる、小規模生産の中にひそむ生産力發展の一切の潜在的可能性の實現」は「土地の封建的所有」に阻害されて封建制の基本矛盾を現實に露呈し、「自己の封建的な

保有を自由な土地所有にかえるための闘争」は「封建的生産様式の基本的矛盾から成長する革命闘争」となつてくる。

ここに「自營農民の自由な所有」は「あきらかに小經營のための土地所有の最も正常な状態」であると同時に、それは「社會的・集團的な所有の對立物としての私的所有」として、すぐれて歴史的範疇として規定される所以があるのである。この農民的土地私有が、分割地所有として封建的土地所有解體期のみならず、古典的には原始共同體の解體後にも支配的に現われたことは言うまでもない。

これらの「土地——分割地 Parzellen——の私的所有」は、それが自由な農民的土地所有であり、その限りに於いて「小經營の繁榮と人格的自立性の發展の基礎である」點について、更にその故に「社會的生產の發展のための一つの必要條件である」と同時に、労働的社會的生產力のより以上の發展や資本のより以上の社會的集積や「豊富な社會的諸關係」の成立を排除するという「必然と、限界」の二重性格規定を有する「經過的な存在意義」——従つてこのことはまさに分割地所有の歴史的範疇たることを示すのであるが——を擔う點で共通し、その内容においては、古典古代的分割地所有者が「共同體の成員として私的所有者」であつたのに對して、封建解體後のそれが「近代的私有權」を有し封建的土地所有から完全に脱却した小商品生産者であるということからも明かなように全く異つてゐる。このような歴史的な存在として分割地所有を統一してとらえることが、一見異論のないようにみえて不明確な概念規定の上に必要であるように思われる。

即ち先づ分割地所有を自由な農民的土地所有として小經營との關

連に於て捉え、その歴史的範疇としての分割地所有の「形態」を成立期における特定の具體的諸條件、例えば資本主義的發展の仕方、段階、市場條件其他がその特定の分割地所有の具體的性格を規定する條件から規定し更に似而非自由な農民的土地所有に幻惑されない爲の論理が必要と思われる。本質と形態とは區別されぬばならない。

(註1) 小池基之「近代的土地所有生成の分析視點について」『經濟評論』昭和二十四年二月號三六一—三八頁。

(註2) 『Das Kapital』, Bd. III, S. 840—841, 譯前掲書第十三分冊一一三—一四頁。

(註3) 藤田勇「法範疇としての所有」『ソビエト法學第一卷第四號』三二—三三頁。

(註4) 『Das Kapital』, Bd. III, S. 858, 譯前掲書第十三分冊一一三—一四頁。

(註5) 『Das Kapital』, Bd. I, S. 801, 譯前掲書一一五—一七頁。

(註6) K. Marx, Formen, die der kapitalistischen Produktion vorhergehen, S. 10, 飯田貫一譯十二—一三頁。

秦玄龍「イギリス・ヨーロッパの研究」二二頁 栗原百壽「農業問題入門」三九—四五頁 大塚久雄「共同體の基礎理論」五三頁參照。

(註7) 高橋幸八郎「所謂『分割地』農民の成立について」『農業綜合研究』創刊號八五頁、「市民革命の構造」二一七頁。

(註8) Formen S. II, 前掲書十四頁。

三

栗原百壽氏は、「自營農民」を基本的に「封建的自營農民」と規定し、これを分割地農民と絶對的に區別しようとしながら獨立自營農民と分割地農民とが同一であると共にまた結局自營農民とも區別しがたいといつて理論的範疇と歴史的範疇とを對立させるといふ混亂に陥いつた」と指摘される服部之總氏(『絶對主義論』七六頁)、自營農民と獨立自營農民との區別を明確に規定づけなかつたためにこの同一視により自由な分割地農民の社會的意義を理解出来なかつたとして對馬忠行氏(『マルクスの自營農民論』「評論」昭和二十三年四月號)其他を批判された後で自らの論理を展開される。氏によれば

1 「自營農民は小經營的生産様式に對應する一般の範疇」であつて、「小經營的生産様式の歴史的な展開過程においてそれぞれ特殊な形態をとるものであつて、一義的に封建的であつたり、近代的であつたりするものではない」。

2 これに對して「土地の私的所有ないし分割地所有は集團的所有の分解の過程において成立し」「自由な獨立自營農民の分割地所有は自營農民の最も正常な形態として古典古代および封建的土地所有以後の近代的諸國民のもとにおいて典型的に開花する」が、それは「また封建的自營農民と並び立つ二次的社會層として存立していた」(傍點引用者)。

3 分割地所有はその存続のためには封建的土地所有の解消後殘存する共同體的遺制を必要とする。小經營の再生産のために不可缺の契機をなすそれは、しかしながら「獨立自營農民に半封建的性格を與えるとしても、それだけで自營農民の自由な分割地所有を否定するものではない」。

「自由な農民的土地所有」に關する覺書

4 分割地所有の典型はどこに求めらるべきか。すなわちその特性は「封建的大土地所有」を粉砕し、均等に分割して自由な獨立した農民をつくり出したフランスか、「分割地的土地所有はその所有形態の『自由』が形式的完全性を得た場合よりも、事實上の自由が最大の進歩的意義を持ちえた場合こそむしろ典型的と考へべきである」という立場からイギリスをとるべきであるか、という問題に對して、後者は分割地農民が本來資本家的大農に發展する必然性を有すると規定しようとする「ドグマ的要請」を指摘しつつ、小林氏がリストの窮迫販賣を餘儀なくされて、萎縮固定化してゆく零細農民から富庶な、資本制生産様式構成の過渡期における歴史的役割を擔う獨立自營農民とを區別せんとする意圖を十分に評價されながらも批判的立場をとられる。この小林氏の見解は、分割地所有と小土地所有とを對立させる原典のよみちがいである。「小土地所有は小耕作」と對應するものであつて、「小經營のための土地所有」とくに「その最も正常な分割地所有を意味するもの」であると。従つて分割地農民の典型はフランスにこそ求めらるべきである。

5 インドのライアットワールについては「ほとんどその實質を異にする各目形態」であつて、「それがどれほどいとわしいものであるにしても、それ自體はアジア社會が渴望してやまない土地私有の二つのこととなつた形態を内包している」こと、またその創出過程は「アジアがかつてみた最大の、そして眞實のことをいへば唯一の社會的革命」といわれたことから「その『戲畫』はまた眞物の形態を内包する極限である」と考えられる。

6 このような分割地所有の概念の上に立ち氏は日本における分

割地的土地所有の生成を「地租改正による自由な農民的土地所有の法認」に見る。この分割地所有が農民的小商品生産の順當な資本主義的發展の抑制に對應して潰滅の方向に向いその上に生成したのが「日本資本主義の寄生地主制」であるという彼独自の寄生地主制の體系がここに具體化されている。したがつて我が國においては「分割地所有は最初から半ば潰滅した形態で、すなわち寄生地主的土地所有と自作農的土地所有との重疊としていけば本源的に不完全な形態のみ形成された」ということになる。

- (註1・2) 栗原百壽「農業問題の基礎理論」一四四頁。
- (註3) 同 一四六頁。
- (註4) 同 一四四頁。
- (註5) 同「農業經濟研究」第四二卷第二號三二二頁參照。
- (註6) 同「農業問題の基礎理論」一五九頁。
- (註7) 小林昇「割地農民の歴史的意義」(「商學論集」第十八卷第二號 一九四九年九月) 九一—一〇頁。
- (註8) 「農業問題の基礎理論」一八三頁。
- (註9) 同 一八六頁。
- (註10) マルクス「インドの状態」マル・エン選集第八卷上二三〇頁。
- (註11) 同 一八五頁。
- (註12) 「農業問題の基礎理論」二〇〇頁。
- (註13) 「農業問題入門」二八六頁—八八頁。

以上の問題整理にもとづいて何が、このような古典的な分割地所

な展開にゆく必然性として秦氏においては土所所有と占有の區別を峻別されていないようにみえ、ここに分割地所有が封建的社會構成體にも「存在」しえたような幻想が生ずるのである。

更に栗原氏は「資本論」第一卷第七篇第二十四章第五節の經營視點より展開される結果、名目的法的に實現した自由な農民的土地所有を分割地所有の一形態と考えられる所に問題がある。氏によれば名目的に農民的小土地私有ながら、事實上は土地の國家所有による小作人として剩餘労働の凡てを地租として收奪されるライアットワールは「ほとんどその實質を異にする名目形態」ではあつても、「その『戯畫』はまた眞物の形態を内包する極限」(「基礎理論」二〇〇頁)となり、地租改正後における自作農的土地所有も又私有權の法認—土地價格の成立の故に分割地所有であり、日本資本主義の機構的特質たる寄生地主制は分割地所有の潰滅の上に生成した大土地所有ということとなる。

しかしながら歴史的範疇としての近代における分割地所有の必要條件は、封建的土地所有の完全な解體—封建地代範疇の消滅にある。従つて名目的、法的に農民的土地私有が實現しようとも、基本的には直接生産者たる小農民が主要な生産手段および生活維持手段たる土地の占有者とどまり、非勤勞的所有者たる地主に階級として對立している間は、換言すれば農業における生産力の發展が小經營という經營様式の下で封建的土地所有に基づく剩餘労働の收奪によつて阻害されている關係の下においては分割地所有たりえない。ここでは剩餘労働の通例的支配形態は依然として地代であつて(そこに現象的に自由な農民的土地私有が存在しようとも)(封建的地

「自由な農民的土地所有」に關する覚書

有の概念規定の適用の上に一つの獨特の方向を規定したか、換言すれば、氏の日本における自作農的土地所有と寄生地主制の體系に果す「分割地的土地所有」の理解に接近してみたいと思う。

栗原氏は自ら自營農民と獨立自營農民とを峻別されながら、しかも封建的社會構成體の下における土地占有を「獨立自營農民による分割地所有」と區別されながら、何故に分割地所有の成立を地租改正時における「事實上の農民的土地所有」の法認に求められたか。それは、すでに二で取扱つた封建的社會構成體における小規模生産と封建的土地領有との間における基本的矛盾から封建的土地所有の對立物としての、「直接生産者による自由な生産手段の所有」としての分割地的土地所有の役割にこそ「一つの經過點」としての「二重規定を有する」歴史的意義があるものを、小經營をあらゆる時代に歴史的に存續する副次的な一般的な生産様式とみ、自由な農民的土地所有の各時代における實存を強調されすぎた結果、封建的生產様式の歴史的性格とそこに「封建的な」小經營としてあらわれる小經營的生產様式の意義を見失われ、その結果として自ら服部、對馬氏を批判されながら分割地的土地所有の地代論的意義が消滅してしまつたのではなからうか。ここでは分割地所有は農民的土地所有一般に還元されてしまふ。この點は秦支龍氏の獨立自營農民の基礎理論(「イギリス・ヨーロッパ研究」序説)においても同様であつて、秦氏の場合には分割地所有が獨立自營農民の土地所有形態として把握され、封建的自營農民を獨立自營農民たらしめたものとしての、胎非的利潤蓄積の障害たる封建地代收取の物質的基礎として封建的土地所有の否定者としての、地代論的意義が明確ではない。そのよう

代範疇は消滅せず、地價算定の基準ともなる。これは分割地所有の下における名目地代—範疇としての地代ではなく地代範疇が消滅した後における、利潤、勞賃部分の一部及び實存する「差額地代」部分—とそれに基づく地價とは明確に區別せらるべき性質のものである。それ故にライアットワールは戯畫でしかなかつた。地租改正後における自作農的土地所有も、もし以上のような基本的生産關係を前提とする限り、その小經營の萎縮固定の要因は「土地價格の高騰と農産物價格の低落」という「分割地農民の一般の没落」の條件に加ふるに獨占資本主義段階における不等價交換や稅率の高さを取上げる丈では根本的に不十分であらう。分割地所有の成立が立證せられないからである。

又小林氏のように分割地所有を零細土地所有と區別し、その「割地所有の形態はそれが生れそれがおかれた世界史的情況と段階に應じて異つた歴史的意義を持つこと」と(註12)とされている點についても、その歴史的意義はあくまでも、たとえそれが零細土地所有でしかなくとも、すでにのべたような地代論的意義—封建的土地所有の否定として、經過點としての直接生産者による自由な小所有—にあるのであつてその「意義」が特定の資本主義的發展の上でどのような役割を果したかという事とは一應區別されるべきである。資本主義的發展段階或いは世界史的情況における相違が本質的に又形態的にイギリスのヨーマンとリストのいう西獨の分割地農民、インドのライアットワールと日本の自作農を生ぜしめたが、自由な農民的土地所有—分割地所有としての問題ばただ一つその展望や役割ではなくその「歴史的意義」なのである。

その世界史的情況と段階の全く異なる人民民主主義國における土地改革後に生じた過渡的な小農民による小土地私有を、この意味で分割地的所有と私は考へる。何となれば、小規模生産における生産力發展の可能性の實現を阻んでいた封建的土地所有の粉砕のあとに生じた小經營による小所有であること。小商品生産者である小農民による生産手段の私有に基づく小經營における生産力發展——（これはブルジョア的な生産力の存在様式である）——を展望しているかぎりにおいて。その展望に人民的集團所有と生産の協同化があり、土地賣買に制限があるとも、分割地所有であるためにはそのかぎりにおいては將來における資本主義的生産様式の展望は必要である。必要な條件は、封建的土地所有の解體であり、すでにのべた二重規定の歴史的意義を内包し、價值法則に基づく價格關係が土地價格をもふくめて土地所有に基づく收奪にとつて代ることである。自由な農民的土地所有は分割地所有であるための條件の中に地代論的意義の他の諸要素を混在させることによつて、分割地所有を或いは農民的土地所有一般に解消し、あるいはその個別的具體的な性格をその歴史的意義と混同すると思はれるのである。

- (註1) 拙稿「農地改革後における山林地主の一存在形態——割山慣行の實態とその本質——」三田學會雜誌第四十八卷第九號。
 (註2) 小林昇 前掲書 九—十頁。
 (註3) 毛澤東「連合政府論」一九四五年四月。
 (註4) 西山武一「中國の土地改革とそのアジア農村における經濟史的意義」農政調査會。

四

改革後の自作農的土地所有の性格規定を行おうとする者が誰しも逡巡するのは、總生産高の三・四%にもみない金納小作料と、總耕地の七・三%にすぎない小作地から如何にして範疇としての封建的土地所有をそこに説明するかということであつた。土地價格として現象している地代の高さから、山林所有から、山村における焼子を兼ねる小作農と山主との關係から、云々という中で、もう一度自由な分割地的所有の歴史的範疇としての意義を明らかにしてみたいというのが本稿の整理の目的であつた。次の四點がその結論である。

- (1) 分割地所有は直接生産者による生産手段及び生活維持手段としての土地の自由な農民的所有として「小經營的生産様式」の下における生産力發展のための必要條件であるが、それはあくまで「歴史的意義」を擔う歴史的範疇としてとらえられるべきである。
- (2) 分割地所有成立の條件は「封建的土地所有」の解體であつて名目的土地私有の出現によらない。
- (3) 分割地所有は地代論的範疇であるからその形態、その下における經營の展望（小商品生産者、資本家・労働者）の如何はその條件に入ることはない。
- (4) 従つて自由な農民的土地私有そのものを創設する目的でなく土地の人民的所有、農業の協同化形成の過渡期に成立しても分割地所有は近代的小土地私有である。まさしくそこでは必然と制限の二重規定を擔つていたのである。(九月十日)

学 界 展 望

ソ連學界における若干の論争

加 藤 寛

スターリンの死後、數年を経てスターリンの批判がおこなわれたことは餘りにも有名なでき事であるが、それ以後ソ連の經濟學關係の論文にも殆どスターリンの名前がみられなくなり、専らマルクス・レーニン學說が尊重されていることは顯著な事實である。

スターリン死後という線に限つてみても、ソ連における論争はなかなか數が多い。投資効率論争・重工業優先論争など、どれ一つをとりに上げてみても、興味深い問題を含んでいるし、簡単に紹介し盡くすことは困難である。効率論争については、安平哲二氏「社會主義經濟理論の展開」で詳細に述べられているし、重工業優先論については、筆者も本誌であつたことがあるので、今回は省略する。ここで特にあつてみたいのは、國民所得論争と、原價論争である。この二つの論争はいずれも社會主義社會の價值及び價值法則という點で共通の地盤をもつていて、そしてこの論争は既にかなり古くからおこなわれておりながら、一九五四年に新見解が發表さ

れ、それが一九五六年に批判されるに至るといふ過程を示していること。これらの事實がこの論争をあらたに展望せしめる必要性をもたらしたと考えられるからである。

二

國民所得について目新しい論争を展開したのは、一九五四年十號「經濟學の諸問題」誌所収のポール論文であつた（この當時の論争については、拙稿「經濟評論」一九五五年十號に述べておいた）。

第一にポールは次の問題を提起した。輸送と通信とは國民所得の生産においていかなる領域に属すべきであるか。ソボリ・ペトロフ・パリツェフらは、輸送・通信のすべてを生産的部門に入れることはできない。そして旅客輸送・いわゆる非生産的通信を除けば、輸送が生産に役立つ場合にのみ物質的生産の概念の中に入れ得ると考へる。しかしポールにいわせるとかかる考へ方は不正確である。「資本論」第二巻および「剩餘價值論」第一巻を見よ。マルクスは次のように教えている。(1)交通業は商品を送り、人を運んだり、通信の傳達をしたりするのは關係なく物質的生産部門に入る。(2)人間の輸送も含めて、輸送の有用の消費は、任意の他の財の消費と同じことである。もしその効果が個人的消費のためなら、消費とともにその價值は消滅する。もしそれが生産的に消費されるなら、その價值は商品自體に直に移轉する。(3)任意の他の商品の生産の時と同じく、資本主義諸國においては、住民輸送による輸送の(有用的)効果が創造される時剩餘價值が實現する。住民の旅行需要を充足するためのサービス部門は、人民の消費